

退所後等の自立した生活を応援します!

令和4年度熊本県児童養護施設退所者等自立支援資金 貸付のご案内

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

1 事業の目的

この事業は、児童養護施設等に入所中の方、退所した方、若しくは里親等へ委託中の方、委託解除された方に対して、児童養護施設退所者等自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）を貸し付けることにより、円滑な自立を支援することを目的とします。

2 貸付の種類及び対象者

(1) 生活支援費

- ① 熊本県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）（以下「児童養護施設等」という。）を退所した方又は熊本県内に住所を有する里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、大学、高等専門学校、専修学校等に在学する方（以下「進学者」という。）
- ② 児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方のうち保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、就職している方（以下「就職者」という。）のなかで、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある方（以下「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」という。）

(2) 家賃支援費

- ① 進学者
- ② 就職者

(3) 資格取得支援費

児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の方又は児童養護施設等を退所した方若しくは里親等の委託を解除された方で、就職に必要な資格の取得を希望する方（以下「資格取得希望者」という。）

3 貸付額及び貸付期間並びに利子

(1) 貸付額及び貸付期間は、以下のとおりです。

① 生活支援費

ア 進学者 月額 50,000 円×大学等の正規の修学期間

※ 進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある方は、大学等に在学する期間のうち 12 か月間については、申請後、貸付額を 80,000 円に変更することができます。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者
月額 80,000 円×12 か月

② 家賃支援費

ア 進学者 1 月あたりの家賃相当額×大学等の正規の修学期間

イ 就職者 就職者は、1 月あたりの家賃相当額×就労期間(退所後等から 2 年限度)
※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者については、3 年が限度
※ 家賃相当額は、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額が上限
熊本市：31,100 円、荒尾市：35,000 円、それ以外の市町村 33,000 円

③ 資格取得支援費 250,000 円 (上限)

(2) 利子は、無利子となります。

ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は年 3%の延滞利子を徴収します。

(3) 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から 5 年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができます。ただし、上記 (1) の①～③までの貸付について、申請はそれぞれ 1 回までです。

4 返還債務の免除

次の項目に該当する場合は、貸付金の返還が全額免除されます。

(1) 進学者が、大学等を卒業した日から 1 年以内に就職し、かつ、5 年間引き続き就業(1 週間の所定労働時間が 20 時間以上とする。以下同じ。)を継続したとき

(2) 就職者が、就職した日から 5 年間引き続き就業を継続したとき

(3) 資格取得希望者が、就職した日から 2 年間引き続き就業を継続したとき

(4) 進学者及び就職者、資格取得希望者が、上記 (1)～(3) の就業継続期間中に業務上の理由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

★注意

大学等の中途退学や卒業後 1 年以内に就業しなかったとき、また、「4 返還債務の免除」に該当する就業継続期間の満了前に離職し、就職しなかったときなど、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなった場合には、貸付金の全部又は一部を返還していただきます。

5 申請の手続き方法

児童養護施設等に入所中(退所を含む)の方は児童養護施設等を、里親等への委託中(解除を含む)の方は児童相談所を経由して、次の書類を熊本県社会福祉協議会に提出してください。

<提出書類>

① 自立支援資金貸付申請書(様式第 1 号)

② 児童養護施設等の施設長又は児童相談所長の意見書(様式第 2 号)

- ③ 自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第3号）
- ④ 法定代理人の同意書（様式第4号）
 - ※ 令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられていますので、申請時点で18歳以上の方は、様式第4号の提出は不要です。
- ⑤ 世帯全員の記載のある住民票（個人番号の記載がないもの）

【対象者及び貸付の種類ごとに必要な書類】

- ※ 進学者は、大学等に在学していることを証明する書類を添付
- ※ 就職者は、雇用されていることを証明する書類を添付
- ※ 家賃支援費の申請には、1月あたりの家賃相当額のわかる書類を添付
- ※ 資格取得支援費の申請には、資格取得に要する費用が確認できる書類を添付
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生活支援費又は家賃支援費を申請する場合は、その影響で収入が減少したことが確認できる書類を添付

6 申請受付期限

令和5年3月3日（金）まで

7 貸付の決定

申請書類の審査後に貸付の可否を決定し、申請者等に通知します。
貸付決定者には、借用書及び銀行口座振込依頼書を提出していただきます。

8 貸付金の交付

貸付金の交付は、貸付決定後に提出された借用書、銀行口座振込依頼書等に不備等なければ、生活支援費及び家賃支援費は原則として偶数月に2月分を、資格取得支援費は一括にて指定口座に振り込みます。

9 問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 福祉資金課
〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター1階
TEL 096-324-5475 FAX 096-324-5456
※ 詳しくは、本会ホームページに掲載の貸付規程をご覧ください。